

4 同行援護の推進について

(1) 同行援護の創設

同行援護は、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が平成22年12月に成立し、昨年10月より施行されたところである。

(2) 移動支援事業から同行援護事業への円滑移行

同行援護は、移動支援事業において支援されていた重度の視覚障害を持つ者に対する福祉サービス事業の個別給付化であり、早期の同行援護にかかる事業所指定等の体制整備に努められたい。

ただし、平成23年9月27日付事務連絡においては「同行援護施行時において、事業所指定が困難である等同行援護の体制整備が十分でない場合にあっては、適切な事業の実施体制が整備されるまでの間、地域生活支援事業の移動支援事業を柔軟に活用」としたところであり、実施体制に考慮しつつ適切にサービスが提供なされるようご配慮願いたい。

同行援護の推進について

- 同行援護は、移動支援事業において支援されていた重度の視覚障害を持つ者に対する福祉サービス事業の個別給付化として、昨年10月に施行されたところである。
- 都道府県におかれては、移動支援事業からの移行等、同行援護にかかる事業所指定等の早期の体制整備に努められたい。
 - ※ ただし、平成23年9月の事務連絡のとおり、適切な事業の実施体制が整備されるまでの間、移動支援事業の柔軟な活用により、実施体制に考慮しつつ適切にサービスが提供されるようご配慮願いたい。

5 第3期障害福祉計画等について

プレゼンテーション資料の「第3期障害福祉計画等について」において、参考資料とした通知等について、次のとおりまとめているので、参照願いたい。

－ 参考資料 －

○基本指針関係

【参考資料1】

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の一部改正について（通知）」（平成23年12月27日障企発1227第1号 障害保健福祉部企画課長通知）

○地域生活支援事業関係

【参考資料2】

「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」の一部改正について」（平成23年12月27日障企自発第1227第1号 障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知）

【参考資料3】

「地域生活支援事業における必須事業の実施状況について」
（平成23年12月27日 障害保健福祉部企画課自立支援振興室事務連絡）

○数値目標の設定関係

【参考資料4】

「第3期障害福祉計画に係る中間報告の集計結果の送付について」（平成24年1月11日障害保健福祉部企画課障害計画係事務連絡）

○サービス見込量の設定関係

【参考資料5】

「障害福祉計画における計画相談支援の利用者数の算定に当たっての基本的な考え方について」（平成23年12月27日障障地発第1227第3号 障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室長通知）

【参考資料6】

「障害福祉計画に係るサービス量（平成23年3月）の実績集計について」（平成23年11月30日 障害保健福祉部企画課障害計画係事務連絡）

障企発 1 2 2 7 第 1 号
平成 2 3 年 1 2 月 2 7 日

各都道府県障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課長

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の一部改正について（通知）

日頃より障害保健福祉行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本日付で告示された、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件（平成 23 年厚生労働省告示第 478 号）につきまして、別添のとおり定めましたので、管内市町村等に対して周知徹底を図るとともに、第 3 期障害福祉計画の作成に当たり御配意のほどよろしくお願い申し上げます。

詳細内容は（略）

障企自発 1 2 2 7 第 1 号
平成 2 3 年 1 2 月 2 7 日

各 都道府県障害保健福祉主管課（室）長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課自立支援振興室長

「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」の一部改正について

地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について（平成 2 1 年 1 月 8 日障企自発第 0 1 0 8 0 0 1 号当職通知）の一部を別添のとおり改正し、平成 2 3 年 1 2 月 2 7 日から適用することとしたので通知いたします。

については、内容を御了知の上、管内市町村に対して貴職から周知をお願いします。

詳細内容は（略）

事務連絡
平成23年12月27日

各都道府県 障害保健福祉主管課（室） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

地域生活支援事業における必須事業の実施状況について

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

今般、平成23年12月27日障企自発1227第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」の一部改正について」において、第3期障害福祉計画における地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成に関する基本的な考え方等をお示ししたところです。

地域生活支援事業については、障害者自立支援法において、市町村が実施しなければならない事業が定められているところですが、その実施状況については、別添資料のとおり、平成21年度末現在においても未実施の市町村が見られるところです。

未実施の市町村においては、早期の事業化を図ることが必要であり、平成24年4月から新たに必須事業化される成年後見制度利用支援事業も含め、第3期障害福祉計画期間において、市町村と都道府県が協力して事業化に取り組んでいただくようお願いいたします。

なお、別添資料につきましては、本年8月に、各都道府県に情報提供を行うとともに、厚生労働省ホームページに掲載していることを申し添えます。

詳細内容は（略）

事 務 連 絡

平成 24 年 1 月 11 日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中

(障害福祉計画担当)

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部企画課障害計画係

第 3 期障害福祉計画に係る中間報告の集計結果の送付について

障害保健福祉施策の推進については、日頃よりご尽力をいただき御礼申し上げます。

さて、先日ご報告いただきました障害福祉計画の中間報告の集計結果について、別添のとおりお知らせしますので、数値目標の設定の際の参考としてご活用下さい。

また、サービス見込量の設定については、「障害福祉計画に係るサービス量（平成 23 年 3 月）の実績集計について」（平成 23 年 11 月 30 日障害保健福祉部企画課障害計画係事務連絡）を、地域生活支援事業の設定については、「「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」の一部改正について」（平成 23 年 12 月 27 日障企自発第 1227 第 1 号 障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知）を併せてご参照いただき、引き続き障害福祉計画の策定をお願いします。

詳細内容は（略）

障障地発 1 2 2 7 第 3 号
平成 2 3 年 1 2 月 2 7 日

各都道府県障害保健福祉主管課（室）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域移行・障害児支援室長

障害福祉計画における計画相談支援の利用者数の
算定に当たっての基本的な考え方について

本日、昨年 1 2 月に成立した障害者自立支援法等の一部改正等を踏まえ、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 1 8 年厚生労働省告示第 3 9 5 号）（以下「基本指針」という。）が改正されたところです。

当該改正における計画相談支援の利用者数の算定に当たっての基本的な考え方について、都道府県及び市町村において円滑な障害福祉計画の作成ができるよう、参考までに下記のとおりお示しすることとしましたので、障害福祉計画の作成に当たってはこれを参考とするとともに、管内市町村に周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 計画相談支援の利用者数は、平成 2 4 年度から施行後 3 年間で計画的に、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者又は障害児の人数が対象となるように見込むこと。
- 2 新規利用者、現行のサービス利用計画作成費の支給対象者、施設入所者、その他市町村長が必要と認める者を優先して拡大すること。
- 3 現状の相談支援専門員数や今後の相談支援専門員数の増加見込みを考慮して利用者数を計画的に拡大すること。
- 4 指定特定相談支援事業者の業務量を考慮し、サービス利用支援及び継続サービス利用支援の月ごとの利用者数ができる限り平準化するように見込むこと。
- 5 障害福祉計画における継続サービス利用支援については、以下の期間と対象者数を参考に月ごとの利用者数を算定する。
 - (1) 在宅の障害福祉サービス利用者
 - ① 現行のサービス利用計画作成費の対象者等（1 割程度見込む） → 毎月実施
 - ② ①以外の者（9 割程度見込む） → 6 ヶ月ごとに 1 回実施
 - (2) 施設入所者 → 1 年ごとに 1 回実施

事務連絡
平成23年11月30日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中
(障害福祉計画担当)

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課障害計画係

障害福祉計画に係るサービス量（平成23年3月）の実績集計について

障害保健福祉施策の推進については、日頃よりご尽力をいただき感謝申し上げます。

さて、第3期障害福祉計画（以下「第3期計画」という。）については、他の都道府県の状況も踏まえつつ、障害福祉サービスの計画的な整備を実施していただくために、第3期計画の各都道府県の数値目標及びサービス見込量について、中間報告をお願いしているところです。

この度、中間報告の集計とは別に、第3期計画の策定に当たっての参考資料としていただくため、平成23年3月のサービス量の実績（国保連データ）を基に、別添のとおり、各都道府県別に障害福祉サービスごとの「人口10万人当たりのサービス区分別利用者数（又は利用量）の都道府県別一覧表」及び「人口10万人当たりの都道府県別のサービス区分別利用者数（又は利用量）」を作成いたしました。

障害福祉計画に係るサービス量を見込むにあたっては、本資料もご活用いただき、地域の障害者数、その障害の程度、地理的条件など地域の様々な実情を考慮の上、適切に算出するようお願いいたします。

【別添】

障害福祉計画に係るサービス量の実績集計（平成23年3月）

(問い合わせ)

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部企画課 障害計画係

TEL 03-5253-1111 (内線 3009, 3021)

FAX 03-3502-0892

E-mail: shougaikeikaku@mhlw.go.jp

詳細内容は（略）

第3期障害福祉計画等について

- 第3期障害福祉計画(以下「第3期計画」という。)については、平成23年12月27日に、以下を公表又は通知しており、これらを参照の上、第3期計画の策定を進められたい。

- ①「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の一部を改正する件(平成23年厚生労働省告示第478号。以下「基本指針」という。)
- ②「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」の一部改正について(平成23年12月27日障企自発第1227第1号 障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知)
- ③「障害福祉計画における計画相談支援の利用者数の算定に当たっての基本的な考え方について」(平成23年12月27日障障地発第1227第3号 障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室長通知)

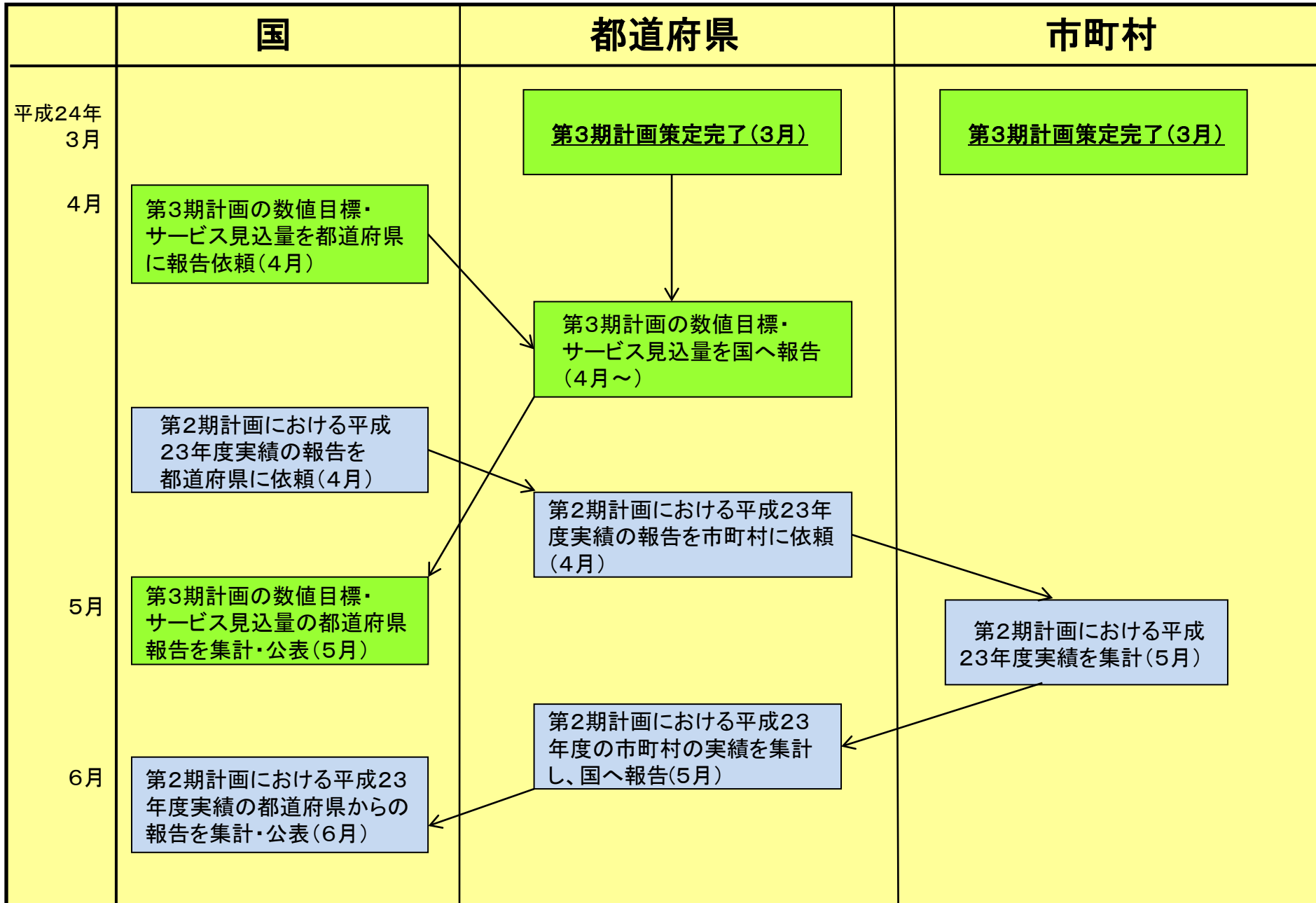
- 基本指針の改正内容には、平成24年4月に施行される障害者自立支援法の改正に伴う相談支援体制の充実・強化や社会福祉士及び介護福祉士法の改正による介護職員によるたんの吸引等の実施に関する人材育成など関係法令の改正に伴う事項、不足している医療型短期入所の整備促進などの各種政策課題に関する事項も含まれていることから、十分に勘案した上で第3期計画の策定をされたい。

- 第3期計画の数値目標等の設定に当たっては、次の文書を参考にされたい。
 - ・数値目標の設定
「第3期障害福祉計画に係る中間報告の集計結果の送付について」(平成24年1月11日障害保健福祉部企画課障害計画係事務連絡)
 - ・サービス見込量の設定
「障害福祉計画に係るサービス量(平成23年3月)の実績集計について」(平成23年11月30日障害保健福祉部企画課障害計画係事務連絡)
「障害福祉計画における計画相談支援の利用者数の算定に当たっての基本的な考え方について」
 - ・地域生活支援事業
「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」の一部改正について」

- さらに、障害福祉計画の今後の予定(別紙参照)として、第3期計画において設定した数値目標及びサービス見込量については、平成24年4月に都道府県から厚生労働省に報告していただき、5月に集計結果を都道府県にフィードバックする予定であること、第2期障害福祉計画における平成23年度の実績については、平成24年5月に報告していただき、6月に集計結果を都道府県にフィードバックする予定であることから、都道府県・市町村におかれてはご協力願いたい。

障害福祉計画の今後の予定

【別紙】



〔参考資料〕

○基本指針関係

【参考資料1】

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の一部改正について(通知)」（平成23年12月27日障企発1227第1号 障害保健福祉部企画課長通知）

○地域生活支援事業関係

【参考資料2】

「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」の一部改正について」（平成23年12月27日障企自発第1227第1号 障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知）

【参考資料3】

「地域生活支援事業における必須事業の実施状況について」（平成23年12月27日 障害保健福祉部企画課自立支援振興室事務連絡）

○数値目標の設定関係

【参考資料4】

「第3期障害福祉計画に係る中間報告の集計結果の送付について」（平成24年1月11日障害保健福祉部企画課障害計画係事務連絡）

○サービス見込量の設定関係

【参考資料5】

「障害福祉計画における計画相談支援の利用者数の算定に当たっての基本的な考え方について」（平成23年12月27日障障地発第1227第3号 障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室長通知）

【参考資料6】

「障害福祉計画に係るサービス量（平成23年3月）の実績集計について」（平成23年11月30日 障害保健福祉部企画課障害計画係事務連絡）